
第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

1960年代から1970年代にかけての高度成長期の我が国の発展を支えてきた大量生産、大量消費、大量廃棄を基調とする社会経済活動や生活様式は、私たちの生活を豊かにする半面、環境への負荷を増大させ、身近な自然の減少や公害をもたらしてきました。かつての環境政策は、公害の防止・対策や生活環境衛生の向上を図るものが中心でした。

このような時代背景の中、本市では、1972年（昭和47年）に「岩倉市環境保全に関する基本条例」を制定し、ごみの分別回収など環境に配慮した取組を他自治体に先んじて進めてきました。

ところが、近年、大規模で強い台風や集中豪雨、干ばつや熱波などの異常な気象現象が世界各地で発生しています。これらの現象は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書でも指摘されているように地球温暖化に起因しており、我が国における水害や土砂災害の度重なる発生とも無縁ではない、人類共通の喫緊の課題となっています。2019年（令和元年）末に最初の症例が発見され、またたく間に世界に拡散しパンデミックを引き起こした新型コロナウイルス感染症など新たな感染症についても、その多くは野生生物の生息環境の悪化に起因しており、地球温暖化の進行が原因となって発生リスクが益々高まっているとの指摘もあります。

また、無秩序な開発や地球温暖化に伴う気候変動などにより、種の絶滅の危機が依然として進んでおり、生物多様性の保全も人類の存続において重要な課題になっています。

さらに、地球規模での海洋汚染、中でもマイクロプラスチックを海洋生物が誤食することによる生態系や人体への悪影響も懸念されているとともに、気候変動や新型コロナウイルス感染症の影響による経済の低迷や紛争を引き金とする世界的な食糧価格の高騰などにより、世界各地で深刻な食料・水資源の不足が大きな問題となっています。その一方で、我が国においては食品ロスの問題が顕在化しています。

このような地球規模で進む環境問題の危機に際して、2015年（平成27年）9月の国連サミットで「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、193の国連加盟国・地域が2030年（令和12年）を期限に達成をめざした取組を進めています。“「持続可能な開発」には、環境と経済の両立が不可欠である”、“気候変動等の環境問題は、貧困対策や格差、人権、平和などとともに相互に不可分の関係にあり、それらを総合的に取り組む必要がある”という共通認識のもとで、市民・事業者・市などが協調し、目標達成に向けた取組を進めていくことが求められています。

本市では、2012年（平成24年）には「岩倉市環境基本条例」を制定し、「すべての市民は、良好で快適な環境のもとに健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。」という認識を改めて共有しました。また、この条例に依拠した「岩倉市環境基本計画」を2013年（平成25年）に策定し、これに基づき環境施策・事業を推進してきました。

この計画の計画期間の最終年度である2022年度（令和4年度）を迎えたとともに、この計画の上位計画である第5次岩倉市総合計画が策定されたことから、本市における持続可能な環境まちづくり

の今後 10 年間の目標と取組の方向性を定めることを目的に、新たに「第2次岩倉市環境基本計画（以下、本計画）」を策定しました。

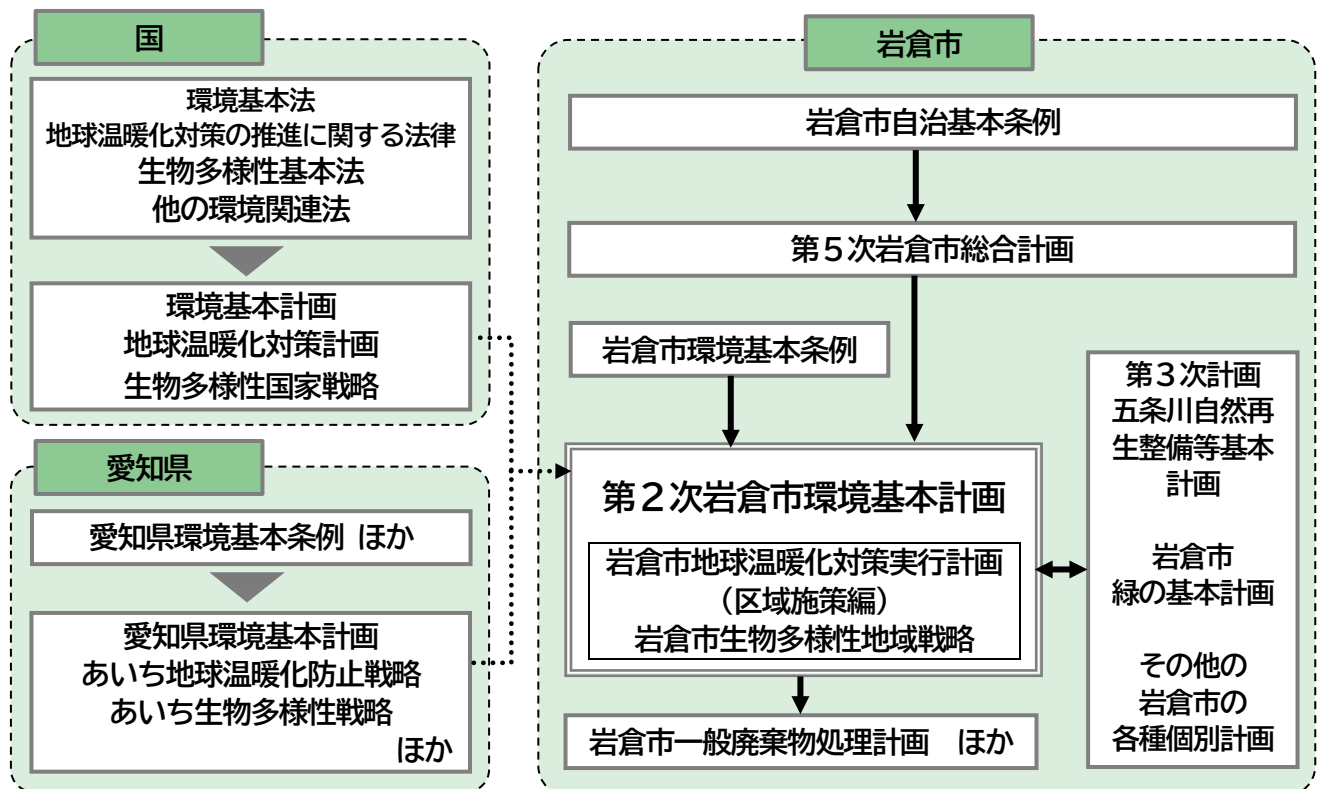
なお、本計画は、「岩倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と「岩倉市生物多様性地域戦略」を内包する形で策定したものです。

2 計画の位置づけと役割

本市では、10 年間のまちづくりの羅針盤である第5次岩倉市総合計画を 2021 年（令和3年）4 月からスタートさせ、将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」の実現に向け、基本理念「マルチパートナーシップによる誰もが居場所のある共生社会をめざす」に基づき、各分野の施策・事業を推進しています。

本計画は、第5次岩倉市総合計画における5つのまちづくりの基本目標の中でも特に「基本目標 4 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち（環境・防災防犯）」の実現により将来都市像の実現をめざすものであり、環境に関する施策・事業を総合的に整理し、位置づけるものです。

図表 1-2-1 計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画は、2023年度（令和5年度）から2032年度（令和14年度）の10年間を計画期間とします。

ただし、本市の環境を取り巻く状況に大きな変化等があった場合には、必要に応じて見直しを行うことがあります。

《参考》

岩倉市環境基本条例 （平成24年3月）

前文

私たちのまち岩倉は、濃尾平野のほぼ中央に位置し、五条川を中心に肥沃な土壌が広がり、水と緑に恵まれた豊かな自然環境のもと、いにしえより続く先人の努力により尾張地方の中心地のひとつとして発展を遂げてきた。

しかしながら、わが国の発展を支えてきた大量生産、大量消費、大量廃棄を基調とする社会経済活動や生活様式は、私たちの生活を豊かにする一方で、環境への負荷を増大させ、身近な自然の減少や公害をもたらしたばかりでなく、地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球規模の環境問題を招いており、これまで以上に良好な環境を保全していくことはもとより、創造していく姿勢が求められている。

すべての市民は、良好で快適な環境のもとに健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

このような認識のもと、私たちは市、事業者及び市民がそれぞれの役割を果たすことによって、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進し、自然と調和した生活環境の構築を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 基本的施策（第7条～第12条）

第3章 総合的推進のための施策（第13条～第15条）

第4章 効果的推進のための施策（第16条～第20条）

第5章 岩倉市環境審議会（第21条～第25条）

附則

第5次岩倉市総合計画

■将来都市像

健康で明るい緑の文化都市

■基本理念 **マルチパートナーシップによる誰もが居場所のある共生社会をめざす**

■まちづくりの基本目標

- 1 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち（健康・福祉）
- 2 個性が輝き心豊かな人を育むまち（子育て・教育・文化・スポーツ）
- 3 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち（都市基盤・産業）
- 4 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち（環境・防災防犯）
- 5 協働と自治による持続可能なまち（協働・行財政運営）